５．その行う為替取引に関し、当該為替取引分析業者に為替取引分析業務を委託する金融機関等の氏名又は商号若しくは名称

氏名又は商号若しくは名称

（記載上の注意）

１．「商号」又は「名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。

２．記載しきれないときは、行を追加して記載すること。

３．法第63条の24第１項の許可申請書又は法第63条の33第２項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

６．主要株主及び子会社に関する事項（当該為替取引分析業者が株式会社である場合に記載）

氏名 又は商号 若しくは名称	住所 又は所在地	資本金、 出資 又は基金 の額	主要な 事業の 内容	議決権の保有割合 又は被保有割合		関係の有無 及び内容
				保有割合 （％）	被保有割合 （％）	

（記載上の注意）

１．「主要株主」とは、総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の100分の10以上の議決権を保有している株主をいう。

２．「子会社」とは、会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。

３．「住所又は所在地」は、国内に住所を有する個人及び国内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体にあっては住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を市町村名まで記載し、外国に住所を有する個人及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体にあっては住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を都市名まで記載すること。

４．「資本金、出資又は基金の額」の単位は、資本金、出資又は基金の額が10億円以上の場合にあっては億円、１億円以上10億円未満の場合にあっては千万円、千万円以上１億円未満の場合にあっては百万円、百万円以上千万円未満の場合にあっては十万円とすることができる。

５．「主要な事業の内容」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

６．「保有割合（％）」は、当該主要株主の保有している当該為替取引分析業者の議決権が当該為替取引分析業者の総株主の議決権に占める割合を、「被保有割合（％）」は、当該為替取引分析業者の保有している当該子会社の議決権の数の当該子会社の議決権の総数に対する割合を、それぞれ百分率（小数点以下２位未満を切り捨てるものとする。）で記載すること。

７．「関係の有無及び内容」は、役職員の兼任、資金援助、業務上の取引状況等について記載すること。

８．記載しきれないときは、行を追加して記載すること。

９．法第63条の24第１項の許可申請書又は法第63条の33第２項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。